

厚生労働省佐賀労働局発表
平成 28 年 6 月 8 日



【照会先】

厚生労働省 佐賀労働局 労働基準部(健康安全課)
健康安全課長 木原 博徳
地方産業安全専門官 貞木 竜成
電話 0952(32)7176(直通)

建設業の死亡災害多発で緊急要請！

本年に入り建設業で死亡災害が4件発生、墜落・転落の休業災害も急増

佐賀労働局(局長 松森靖)管内では、建設業における労働災害について、死亡災害は、昨年1年間で3件発生のところ、本年は1月から5月末までに4件発生し、既に昨年より1件上回っています。

しかも、この4件全てが、これまで建設業の労働災害防止の重点課題として取り組んできた「建設業三大災害」を原因とするものです。

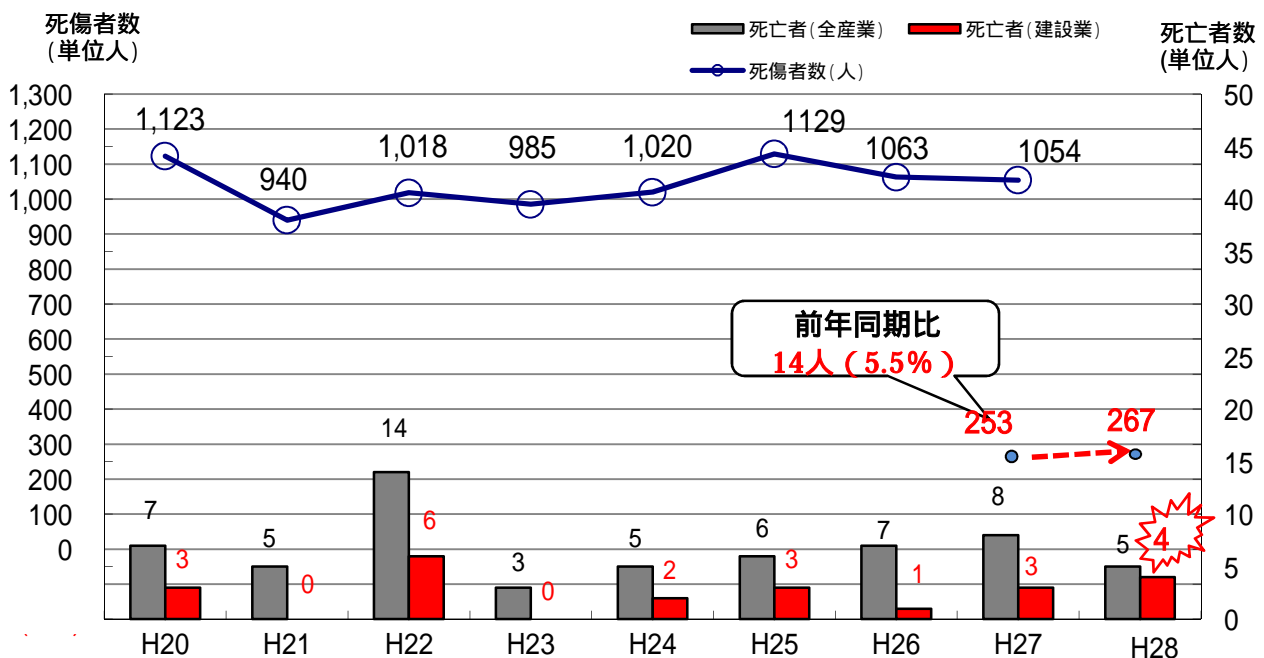
特に「建設業三大災害」の一つである「墜落・転落災害」は、休業4日以上死傷災害においても、本年1月から4月末(速報値)までに21件(建設業全体44件の47.7%)と前年同期の7件(建設業全体40件の17.5%)から大幅に増加するなど極めて憂慮すべき事態となっています。

このため、建設業における死亡災害の撲滅、同種災害の根絶に向け、建設業関係団体等に対し、

- 1 リスクアセスメントの実施
- 2 死亡等重篤な災害につながりやすい「建設業三大災害」(「墜落・転落災害」、「建設機械・クレーン等災害」、「崩壊・倒壊災害」)について必要な防止対策
- 3 慣れや過信への注意喚起や不安全行動の防止
- 4 経営首脳等による安全パトロールの実施

等について、本日、佐賀労働局労働基準部長より文書による要請を行いましたのでお知らせします。

佐賀県内における労働災害の推移(平成20年～平成27年)



資料:労働者死傷病報告(休業4日以上)。

別添資料: 要請文、建設業の死亡災害一覧

(死傷者数:4月末速報値)

(死亡者数:5月末速報値)

佐労基発 0608 第1号
平成 28 年 6 月 8 日

佐賀県内の建設工事関係団体の長（別添 20 機関） あて

佐賀労働局労働基準部長

建設業における死亡災害及び墜落転落災害の多発に係る労働災害
防止対策の徹底について

貴団体におかれましては、日頃から労働基準行政の運営に、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、佐賀県内の建設業における労働災害については、長期的には減少していますが、近年は休業4日以上死傷災害（以下「死傷災害」といいます。）及び死亡災害ともに、おおむね増減を繰り返している状況にあります。とりわけ死亡災害については、昨年1年間で3件発生しましたが、本年は1月から5月末までに既に4件発生しており、発生した死亡災害のすべてが、これまで労働災害防止の最重要課題として取り組んできた「建設業三大災害」を原因とするものです（別紙1参照）。

また、死傷災害においても、「墜落転落災害」は、本年1月から4月末（速報値）までに21件発生し、前年同期の7件から大幅に増加しております。はしごや屋根、梁等からの墜落転落が過半数を占めています（別紙2参照）。

佐賀労働局におきましては、労働災害の防止を最重要課題として取り組んでおりますが、上記のように建設業における死亡災害の増加は、極めて憂慮すべき事態となっております。

つきましては、今後、同種災害等を防止するため、下記対策の取組を徹底するよう傘下会員事業場に周知していただくよう要請いたします。

なお、労働災害は建設工事現場に限らず、倉庫や加工場等でも発生しているため、これらの場所における作業についても安全点検を実施し、必要な対策を講じられますよう併せてお願いいたします。

記

- 1 危険性の高い作業を定め、その作業を行うに当たっては、次の事項を徹底すること。また、現場監督等による作業巡視を実施すること。
 - (1) リスクアセスメントを実施すること。
 - (2) 作業計画を変更する場合は、改めてリスクアセスメントを実施すること。

2 建設業三大災害の防止について次の事項を徹底すること。

(1) 墜落転落災害の防止

高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等については、墜落災害防止のため、足場を設置するなどの必要な措置を講じること。ただし、墜落防止のための措置が困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させるなど、墜落災害防止に必要な措置を講じること。

はしごや脚立からの墜落災害を防止するため、それらが転倒（転位）することがないように、確実に固定すること。また、脚立については天板に労働者が立つことがないように、作業に適した大きさのものを使用すること。

(2) 建設機械等災害の防止

建設機械等の作業範囲内への労働者の立入りを禁止すること。また、立入禁止範囲には明確な表示等を行うこと。

建設機械等の作業範囲内へ労働者を立ち入らせる場合には、必ず誘導員を配置し、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行わせること。

(3) 崩壊倒壊災害の防止

掘削面は、地山の状況に応じた安全な勾配とすること。安全な勾配とすることができない場合には、土止め先行工法により作業を行うこと。

作業開始前には、必ず地山の点検を実施すること。

3 労働者に対し、作業への慣れや過信はないか注意喚起すること。また、経験年数の浅い労働者の被災が増加していることから、労働者の不安全行動による災害防止について次の事項を徹底すること。

(1) 危険予知活動、ヒヤリハット運動等を適切に実施すること。

(2) 作業内容及び作業手順について、関係労働者に周知徹底すること。

(3) 作業開始前に労働者の心身の健康状態を確認すること。

(4) 安全帯保護帽等の使用着用を徹底すること。

(5) 実効ある新規入場者教育等の安全衛生教育を実施すること。

4 経営首脳、店社安全衛生管理者等による安全パトロールを実施すること。

佐労基発 0608 第 2 号
平成 28 年 6 月 8 日

公共工事発注機関の長（別添 12 機関）あて

佐賀労働局労働基準部長

建設業における死亡災害及び墜落・転落災害の多発に係る労働災害
防止対策の徹底について

日頃は当局の行政運営、とりわけ労働災害の防止につきまして格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設業につきましては、当局の労働災害防止の重点業種として取り組んできたところですが、死亡災害は、昨年 1 年間で 3 件の発生のところ、本年は 1 月から 5 月末までに 4 件発生し、既に昨年より 1 件上回っております。しかも 4 件全てが、これまで労働災害防止の最重要課題として取り組んできた「建設業三大災害」を原因とするものです。

特に、「墜落・転落災害」については、休業 4 日以上之死傷災害においても本年 1 月から 4 月末（速報値）までに 21 件（建設業全体 44 件の 47.7%）と前年同期の 7 件（建設業全体 40 件の 17.5%）から大幅に増加するなど極めて憂慮すべき事態となっております。

そこで、当局では、別紙の平成 28 年 6 月 8 日付け佐労基発 0608 第 1 号「建設業における死亡災害及び墜落・転落災害の多発に係る労働災害防止対策の強化について」のとおり、建設関係団体に対し、労働災害防止対策の徹底を要請したところです。

つきましては、貴職におかれましては、発注工事の請負事業者に対し、上記の要請した対策の徹底についてご指導くださるようお願い申し上げます。

佐賀県内の建設工事関係団体（20機関）

- ・ 建設業労働災害防止協会佐賀県支部
- ・ 佐賀県港湾建設協会
- ・ 佐賀県治山林道協会
- ・ 佐賀県建設労働組合連合会
- ・ 佐賀県鳶土工工事業連合会
- ・ 佐賀県電気工事業工業組合
- ・ 佐賀県建設産業協会
- ・ 佐賀県塗装工業会
- ・ 佐賀県板金工業組合
- ・ 佐賀県造園協同組合
- ・ 佐賀県室内装飾事業協同組合
- ・ 佐賀県瓦事業協同組合
- ・ 佐賀県管工事協同組合連合会
- ・ 佐賀県左官業協同組合
- ・ 佐賀県鉄筋工事業協同組合
- ・ 佐賀県鉄構工業会
- ・ 佐賀県型枠協力会
- ・ 佐賀県解体・リサイクル協議会
- ・ 佐賀県建造物解体業連合会
- ・ 九電工 佐栄会

公共工事発注機関（12機関）

- ・ 佐賀国道事務所
- ・ 武雄河川事務所
- ・ 筑後川河川事務所
- ・ 唐津港湾事務所
- ・ 国営海の中道海浜公園事務所 歴史公園課
- ・ 筑後川下流農業水利事務所
- ・ 筑後川下流右岸農地防災事業所
- ・ 九州農政局 有明海岸保全事業所
- ・ 佐賀県県土づくり本部 建設・技術課
- ・ 佐賀県県土づくり本部 入札・検査センター
- ・ 佐賀県道路公社
- ・ 鉄道・運輸機構 九州新幹線建設局 武雄鉄道建設所

建設業の死亡労働災害一覧（佐賀労働局管内）

【平成28年（5月31日現在）】

番号	業種	管轄署	発生日 時刻	被災者 年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	建設業	唐津署	H28.1.29 9時頃	男 20歳代	墜落・転落	屋根	屋根葺き替え工事において、瓦撤去後に屋根をシートで覆ったが、降雨で工事箇所から雨漏りがするため、小雨の中でもう一枚シートを上から掛け固定する作業中に、軒先(高さ約5m)から地上に墜落した。(3日後に死亡。)
2	建設業	佐賀署	H28.3.18 16時50分頃	男 50歳代	墜落・転落	車両系建設機械	河川局部改築工事において、堤防上で搭乗式振動ローラを移動中に堤防斜面を振動ローラと共に3.2m下の仮設通路に転落した。
3	建設業	武雄署	H28.5.24 10時50分頃	男 60歳代	墜落・転落	屋根	瓦の補修工事において、屋根に上り瓦の状況を確認していたところ、瓦屋根から、下方のプラスチック製の庇へ落ちて、庇を突き破り墜落した。
4	建設業	佐賀署	H28.5.31 8時頃	男 60歳代	墜落・転落	はしご等	資材倉庫において、高さ約4mの梁にはしごをかけ、昇って作業をしようとしていたところ、はしごが外れ墜落した。(調査中)

表中の業種、業務上外等については、未確定のものも記載している。

【平成27年】

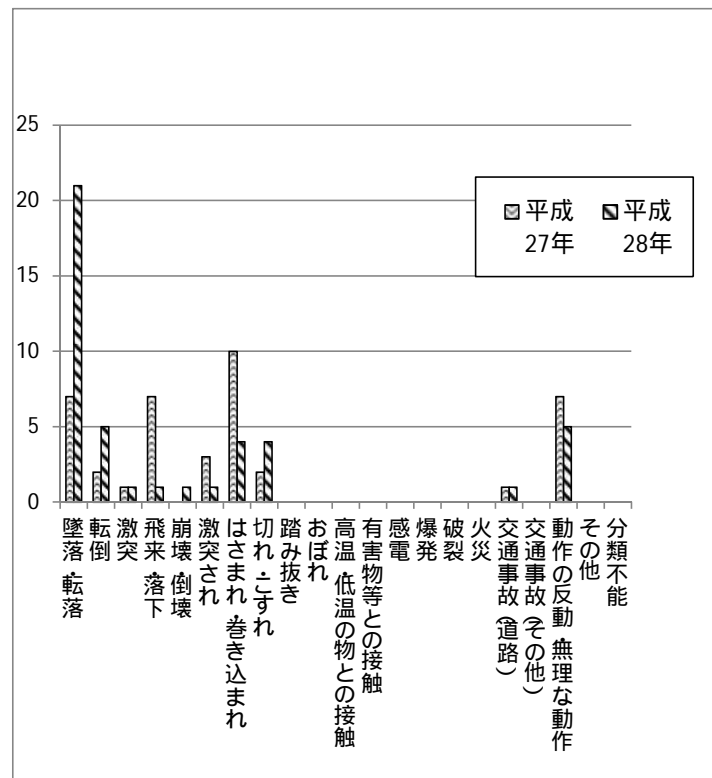
番号	業種	管轄署	発生日 時刻	被災者 年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	建設業	佐賀	H27.1.14 10時頃	男 60歳代	激突され	動力クレーン等	道路路肩に照明灯を設置する工事現場において、重量約1.84トンの荷を移動式クレーン(つり上げ荷重2.93トン)で荷卸し中、移動式クレーンが横転し、地上作業員が移動式クレーンとガードレールの間に挟まれた。(8日後に死亡。)
2	建設業	伊万里	H27.1.28 14時頃	男 50歳代	激突され	荷	ごみ処理施設建設工事現場において、台車に載せて運んできた制御盤(高さ約2.35m×幅約1.2m×奥行約0.8m、重量約350kg)を作業員4人で台車から降ろす作業中、制御盤が転倒してその下敷きとなった。
3	建設業	佐賀	H27.8.26 16時頃	男 40歳代	はさまれ、 巻き込まれ	その他の建設機械等	下水道管布設工事現場の発進立坑内で作業中、横穴掘削推進機のスクリーに上半身の一部が巻き込まれた。

表中の業種、業務上外等については、未確定のものも記載している。

建設業における事故の型別発生件数（4月末累計）

佐賀労働局

事故の型	平成27年	平成28年
1 墜落・転落	7	21
2 転倒	2	5
3 激突	1	1
4 飛来・落下	7	1
5 崩壊・倒壊		1
6 激突され	3	1
7 はさまれ・巻き込まれ	10	4
8 切れ・こすれ	2	4
9 踏み抜き		
10 おぼれ		
11 高温・低温の物との接触		
12 有害物等との接触		
13 感電		
14 爆発		
15 破裂		
16 火災		
17 交通事故(道路)	1	1
18 交通事故(その他)		
19 動作の反動・無理な動作	7	5
90 その他		
99 分類不能		
合計	40	44



墜落・転落災害における起因物別発生状況は次のとおりです。

「はしご等」からの墜落・転落：6件

(主な災害事例)

- * 住宅新築工事現場において、室内のボード貼りをしているとき、脚立を踏み外して、ボードを持ちながら転倒した。
- * 倉庫において、脚立を使い、トラックからの荷卸し中、脚立上部(2m)から足をすべらせ転落した。
- * 壁板の補修工事を行っている際、アルミ脚立の2段目(60cm)から足を踏み外し右足を負傷した。
- * 屋根塗装工事のため、2階屋根の軒先に立てかけた約5mのはしごを昇っている途中で足が滑ってバランスを崩し、はしごから墜落した。
- * 仕事が終了し、屋根の点検で異常がないことを確認した後、はしごを降りている途中、地上3mあたりからすべって墜落した。

注：「はしご等」には、脚立、踏台が含まれる

「屋根、梁等」からの墜落・転落：5件

(主な災害事例)

- * 2階建て既存住宅の屋根の塗装補修工事中、足を置く場所が狭くバランスを崩して転落した。
- * 物置小屋のトタン屋根の張り替え作業において、作業を終えてはしごで降りようとしたところ、屋根から滑って軒下約3.2m下に墜落した。

ほか「足場」「トラック」各2件等と続きます。